

「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の概要

1 趣旨

旅館業法の改正に伴い、規定を整備する。

2 改正内容

新	旧
別表第5（第22条の2関係）（省略）  備考 1 （省略）  2 この表において「公用の施設またはこれに準ずる施設」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号） <u>第2条第2項</u> に規定する <u>旅館・ホテル営業</u> の施設以外の施設をいう。	別表第5（第22条の2関係）（省略）  備考 1 （省略）  2 この表において「公用の施設またはこれに準ずる施設」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号） <u>第2条</u> に規定する <u>ホテル営業または旅館営業</u> の施設以外の施設をいう。

3 施行期日

公布の日